

## ■泉北環境施設整備組合とのごみ処理広域化検討協議に係る課題点について

### 1. ごみ分別・搬入・有料化関係

#### ①ごみ分別の種別の統一化

- ・ごみ分別に係る種類や収集できないごみ等については、基本的には忠岡町とほぼ同じであるが、泉北環境施設整備組合の種別に統一が必要であり、住民への周知徹底が必要。

#### ②事業系ごみの有料化

- ・事業系一般廃棄物は、泉北環境施設整備組合の「有料指定ごみ袋制度（45ℓは70円、70ℓは100円）」に統一する必要がある。
- ・現在、忠岡町の事業者は、事業系ごみを収集運搬許可業者に運搬料のみ支払い、クリーンセンターでの処理料は無償としているが、「有料指定ごみ袋制度」となれば、事業者への周知・徹底が必要。
- ・泉北環境施設整備組合へ販売店の登録が必要であり、現在、家庭ごみ指定袋販売店への周知。

#### ③直接搬入ごみの調整

- ・処理料は、忠岡町では50kgまで500円、以降10kg毎に100円であるが、泉北環境施設整備組合では、10kg毎に150円であり、現行の1.5倍の負担増となるため、周知徹底が必要。
- ・搬入時間は、忠岡町では月～金9:30～16:00、土9:30～12:00であるが、泉北環境施設整備組合では月～金12:45～16:00と短くなるため、周知徹底が必要。

### 2. 財政的負担関係

#### ①広域処理に伴う委託料の算出

- ・泉北環境施設整備組合への一部事務組合としての参画は認められず、あくまで事務委託を前提とする協議となっているが、その委託料の算出にあって、現在課題抽出やその解決手法などを検討中であり、不確定要素も多いことから、現時点では明確な金額提示はできないとのこと。

- ・むしろ、忠岡町としては、いくらまでなら委託料として負担できるかを提示すべく現在検討中。
- ・将来的には長寿命化等の大規模修繕工事を視野に入れており、泉北環境施設整備組合に一部事務組合として参画できないことにより、当該工事を実施した場合には、その工事費に係る交付税算入は構成市のみ恩恵を受け、忠岡町には入ってこない。
- ・また、組合議員の選出もないことから、本町の意見を反映できない。

## ②「その他プラ（プラスチック製容器包装）」は、町独自処理

- ・「その他プラ（プラスチック製容器包装）」については、現在、泉大津市、高石市の2市から排出される「その他プラ」を資源化センターで受入れリサイクルしているが、和泉市においては未だ収集をしていないことから、これに先んじて忠岡町が搬入することはできない。
- ・将来、和泉市が収集を開始する際には忠岡町も受入れ可能となるが、新たに資源化センターを建設あるいは増設する必要があり、その費用負担も発生する。

## ③一般家庭ごみ、資源ごみ（その他プラ除く）等の収集業務の委託料等見直し

- ・一般家庭ごみ、資源ごみ等の収集において、運搬距離が遠くなることにより、当然収集時間も長くなることから、必要となる人員や車両について算定する必要があり、委託料等の見直しが必要。

## ④「繊維系ごみ」は、町独自処理あるいは事業者において産業廃棄物として処理

- ・繊維系ごみについては、本来的には産業廃棄物として、事業者の負担で処理する必要があったが、これまで地場産業育成の観点から、クリーンセンターへの受入れを認めてきたが、泉北環境施設整備組合ではあくまで産業廃棄物であることから受入れできない。

## ⑤収集できないごみ、禁止ごみなどの処理困難物は、排出市において処理

- ・処理困難物処理費は、泉北環境施設整備組合での受入れはできないことから、引き続き町独自処理。

## ⑥「有料指定ごみ袋制度」に伴う委託料

- ・保管配送業務委託料の取扱いについて、別途検討・協議が必要。

## ⑦環境影響評価調査等に係る委託料

- ・搬入ルートによって調査のボリュームが変わってくるので、ルートを選定の上、関係市と十分協議の上、環境影響評価調査を行う必要がある。  
なお、調査費用は忠岡町が負担。

#### ⑧一般廃棄物処理基本計画の改定に係る委託料

- 一般廃棄物処理基本計画の改定には、泉北環境施設整備組合との協議や忠岡町廃棄物減量等推進審議会への諮問など、少なくとも改定には 1 年程度の工期が必要であり、その委託料等が発生。

### 3. 受入れ地元調整関係

#### ①泉北環境施設整備組合に隣接する反対住民への説明

- 建設当初より、隣接する反対住民とは訴訟にまで発展しており、3 市以外のごみの受入れはしないという協約があることから、忠岡町の受入れにあたっては、住民説明会を実施し、理解を得る必要がある。

### 4. 忠岡町収集業者との協議・調整関係

- 2-③とも関連するが、忠岡町においてはクリーンセンターに係る業務が減少する一方で、収集運搬に係る業務等が増加することから、収集運搬許可業者の委託料の増減に偏りが生じることから、収集運搬委託業務を全般的に見直す必要がある。
- 上記の協議・調整には、事務作業量も極めて多く相応の期間と政治的決断も必要となるものであり、一足飛びには解決できない。